

## 第 9 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和2年9月29日 午後3時00分から4時00分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

### 委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 涉	出席	1 1	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	1 2	辻 和 義	欠席
3	松 川 博	出席	1 3	平 尾 秀 元	出席
4	安 田 敏	出席	1 4	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	1 5	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	1 6	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	1 7	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	1 8	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	1 9	田 守 文 夫	出席
1 0	大 西 忠 義	出席			

### 事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明
農 地 振 興 係 主 事	笹 原 貴 彦

- 4 議事録署名委員
 

5 番	茂古沼 美則 委員
6 番	林 雅浩 委員

### 5 付議した議案等

- |       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 報告第1号 | 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について |
| 報告第2号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について            |
| 報告第3号 | 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について        |
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について        |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について      |
| 議案第3号 | 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について        |
| 議案第4号 | 農地法第4条の規定による許可申請について               |
| 議案第5号 | 農地法第5条の規定による許可申請について               |
| 議案第6号 | 土地の現況証明願について                       |
| 議案第7号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決   |

定について  
議案第 8 号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

6 議事

(開会 午後 3 時 0 0 分)

議 長 ただ今から、令和 2 年第 9 回音更町農業委員会総会を開催いたします。  
ただ今の出席委員は 18 名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立して  
おります。

議事録署名委員は、5 番 茂古沼美則委員、6 番 林委員を指名いたしますので、  
よろしく願いいたします。

報告第 1 号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告に  
ついて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第 1 号第 1 項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第 1 号を終了いたします。

次に、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」の件を議  
題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第 2 号第 1 項から第 4 項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第 2 号を終了いたします。

次に、報告第 3 号「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人からの報告につい  
て」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第 3 号朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第 3 号を終了いたします。

次に、議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に係る確認について」  
の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第1号第1項から第5項朗読、説明）

本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項、第2項及び第4項につきましては、後ほど議案第8号においてあつせんの出が、第3項につきましては、議案第5号において農地法第5条による許可申請が、第5項につきましては、議案第3号において農地法第3条による賃借権等設定の許可申請がそれぞれございます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第1号第1項から第5項について、要件を満たしているということによろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第5項については、要件を満たしていると確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第2号第1項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
松川委員から、調査報告をお願いいたします。

3 番 9月の上旬に、現地の確認と譲受人のお父様からお話を伺ってまいりました。  
こちらは、親戚にあたる方の土地で、以前、住宅やビニールハウスがあった場所  
でありまして、現在は住宅等も取壊して畑として使えるように準備されております。  
価格につきましても地域の平均的な価格であると思われま  
すので、問題なしと判断  
してまいりました。以上です。

議長 松川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ  
んか。

委員 （全員なし）

議長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで  
すか。

委員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第1項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
茂古沼美則委員から、調査報告をお願いいたします。

5 番 先日、貸主のところに行ってお話を伺い、現地を確認してまいりました。先ほどの  
議案第1号第5項に関わりまして、今まで個人間で契約していたものを解約し、改め  
て法人との賃貸借契約をするものでございます。

貸主と借主の関係ですけれども、貸主の義理の父と、借主の祖母が兄弟だというこ  
とで親族関係の賃貸借でございます。

賃貸料につきましては、比較的、安めの価格ですけれども、牧草しか耕作できない  
農地も含まれているということを考えれば妥当な金額であると判断いたしました。以  
上です。

議 長 茂古沼美則委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ござい  
ませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで  
すか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定  
いたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」の第1項の件を  
議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第4号第1項朗読、説明）

本件につきましては、申請者は、総頭数200頭を超える乳用牛を飼育し酪農業を  
営んでおり、既存の堆肥舎2棟では容積が不足し糞尿処理が滞るおそれがあるため、  
新たに堆肥舎を計画し、既存の牛舎に隣接していることや作業効率、農地への影響を  
最小限に抑えられる本申請地に建設するものであります。

申請地につきましては、別添「調査書」の3ページから10ページにあるとおりで、  
399.88㎡の転用になります。

立地基準につきましては、別添調査書の3ページにあるとおり、農用地区域内農地

であり転用は原則不許可な土地ですが、農業用施設の建設のため、農地法第4条第6項のただし書きの例外許可事由にあたると思われま

す。一般基準につきましては、別添調査書の4ページから6ページにあるとおりで、資力・信用力については、音更町畜産クラスター協議会に参画し「畜産・土づくり施設等導入支援事業」の補助を活用し、事業費の一部はその補助金を充てるとして、国からの補助金割当内示通知書の写しが添付されており、残額分は金融機関からの融資証明書が提出されております。

今回、総会に諮りご了解いただければ、補助金の決定通知書を確認した後、許可することになります。

また、転用することによって付近の農地には被害を及ぼすおそれはないと思われま

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、私のほうで現地調査を行っていますので、調査報告をいたします。

もう随分前の7月14日に現地の確認をしてまいりました。もうその時に既に既存の堆肥舎から糞尿が溢れる寸前でございました。結局、小麦の刈取りが終了しなければ、堆肥を農家さんに運搬できないということになっているようでございまして、水分が畑の方に流れてきているような状態でございました。

したがいまして、この堆肥舎の申請は妥当であると判断してまいりました。以上です。

ただ今、現地調査報告をいたしました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項朗読、説明)

本件につきましては、申請者は酪農業を営んでいて、搾乳ロボットの導入による経営規模拡大に伴い、飼養頭数の増加、飼養形態の変更があったことから、糞尿処理が滞るおそれがあるため、堆肥貯留槽の設置を計画し、既存堆肥舎に隣接して農地への影響が最小限であることと堆肥を圃場へ散布するための利便性を考慮し、本申請地に建設するものであります。

申請地については、別添「調査書」の11ページから16ページにあるとおりで、2, 435㎡の転用になります。

立地基準につきましては、「調査書」の11ページにあるとおり、農用地区域内農地であり転用は原則不許可な土地ですが、農業用施設の建設のため、農地法第5条第2項のただし書きの例外許可事由にあたると思われま

一般基準につきましては、別添調査書の12ページから13ページにあるとおりで、資力・信用力については、こちらも先ほどの議案第4号と同様に、音更町畜産クラスター協議会に参画し「畜産・土づくり施設等導入支援事業」の補助を活用し、事業費の一部はその補助金を充てるとして、国からの補助金割当内示通知書の写しが添付されており、残額分は金融機関からの融資証明書が提出されております。

今回、総会に諮りご了解いただければ、補助金の決定通知書を確認したのち許可することになります。

また、転用することによって付近の農地に被害を及ぼすおそれはないと思われまます。以上です。

議長 本件につきましては、私のほうで現地調査を行っておりますので、調査報告をいたします。

こちらの案件も7月14日に確認をまいりました。ただ今、事務局からの説明があったように、数年前に搾乳ロボットを導入して飼養頭数も増加しております。

したがって、糞尿の処理等が大変行き詰まっているところで、今回の堆肥貯留槽設置の申請がございました。既存の建物も東の方に延ばしていくようでございます。必要最低限の面積での申請であると確認をまいりました。以上です。

ただ今、現地調査報告をいたしました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第6号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の17ページから19ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議長 議案第6号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。石王委員から調査報告をお願いいたします。

8番 現地確認をまいりました。「調査書」の19ページを見ていただければわかりますように、共栄コミュニティセンターの北側にある土地で、登記地目は畑で宅地に地目変更という案件でございます。現在は雑種地のような草が生えた状態で、宅地への地目変更について何ら問題はないと思われまます。以上です。

議長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第6号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、第6号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の20ページから22ページのとおりであります。利用状況は、山林となっております。以上です。

議長 議案第6号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。大西委員から調査報告をお願いいたします。

10番 先日、確認してまいりました。「調査書」の22ページを見ていただくと、ご理解いただけると思いますが、住宅と家庭菜園を風雪から守るような防風林として活用されてございます。問題はないというように確認してまいりました。以上です。

議長 大西委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第6号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第2項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、第6号第3項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第3項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の23ページから25ページのとおりであります。利用状況は、山林となっております。以上です。

議長 議案第6号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。貞廣委員から調査報告をお願いいたします。

1番 9月21日に出向いて現地の方を確認してきております。面積が多少大きいですが、

現状、一部、家庭菜園程度に利用しているところ以外は木々が生い茂り畑として利用できる状況ではないとの判断をしております。願出のとおりで問題はないと思われれます。以上です。

議 長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第3項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第3項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、第6号第4項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第4項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の26ページから29ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議 長 議案第6号第4項の案件につきましては、私のほうで現地調査を行っておりますので、調査報告をいたします。

この案件につきましても7月14日に確認をしております。先ほどの議案第4号で新しい堆肥舎を建設するという事に引続きまして、宅地まわりの地目の整理をするという願出でございます。既に、既存の堆肥舎、バンカーサイロ等が建っておりますので、願出のとおり宅地というように確認しております。以上です。

ただ今、現地調査報告をいたしました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第4項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第4項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、第6号第5項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第5項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の30ページから32ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。



議 長 議案第6号第5項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
白川委員から調査報告をお願いいたします。

18番 9月1日に事務局とともに土地所有者立会いのもと現地調査をまいりました。  
年金受給並びに経営移譲に向けて宅地まわりの整理をするための願出でございます。  
「調査書」の32ページを見ていただければわかりますとおり、倉庫半分とその周辺  
についての願出となっております。以上です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございません  
か。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第5項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいで  
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第5項について、願出のとおり証明することに決定  
をいたします。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積  
計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第7号第1項につきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」に  
おきまして報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

つきましては、第2項からご説明いたしますので、「議案書」13ページをご覧ください。

(議案第7号第2項から第8項朗読、説明)

以上、第1項から第8項までにつきましては、別添「調査書」33ページから35  
ページまでのとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満た  
していると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第7号第1項から第8項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項から第8項について、決定いたします。

次に、議案第8号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについ  
て」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第8号第1項から第7項朗読、説明）

議長 説明が終わりました。

本日、午後2時より、農地調整部会が開催されており、議案第8号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

10番 第1項、東士狩地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた東士狩地区のBさん（57歳）、東士狩地区のCさん（63歳）の2名を選定いたしました。

第2項、北進地区のDさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた北進地区のEさん（42歳）を選定いたしました。

第3項、北柏地区のFさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、北柏地区のGさん（57歳）、北柏地区のHさん（55歳）、北柏地区のIさん（50歳）の3名を選定いたしました。

第4項、北柏地区のFさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、北柏地区の法人Jを選定いたしました。

第5項、北林地区のKさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた北林地区の有限会社Lを選定いたしました。

第6項、柳町北地区のMさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた瑞穂地区のNさん（29歳）を選定いたしました。

第7項、音幌地区のOさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた音幌地区のPさん（45歳）、新たに中昭和地区のQさん（59歳）の2名を選定いたしました。以上です。

議長 ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第8号第1項から第7項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、議案第8号第1項から第7項について、報告のとおり決定いたします。

続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 （あっせん委員の発表）

議長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくをお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

以上で議案は全て終了しました。

以上をもちまして、令和2年第9回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

(閉会 午後4時00分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和2年9月29日